産山村一般職の職員昇格運用基準

①　産山村一般職の職員の給与に関する条例（昭和35年産山村条例第11号）の別表第3（第3条関係）(1)級別職務分類表（行政職給料表）中6級の「課長、事務局長、会計室長、課長補佐、主幹及びその他困難な業務を行う職務」とは、課長補佐、主幹の職務にある者で5級在職の期間が7年以上在職したものを選考基準とする。

一般職の職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（昭和60年産山村規則第4号）の別表第1（第4条関係）級別職務格付表中6級の「困難な業務を所掌する園長」とは、園長の職務にある者で5級在職の期間が7年以上在職した者、「困難な業務を行う主任保育士、主任保健師の職務」とは、主任保育士、主任保健師の職務にある者で5級25号給を経過した者を選考基準とする。

②　産山村一般職の職員の給与に関する条例（昭和35年産山村条例第11号）の別表第3（第3条関係）(1)級別職務分類表（行政職給料表）中7級の「困難な業務を所掌する課長及び長が規則で定めるこれに相当する職務」及び、一般職の職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（昭和60年産山村規則第4号）の別表第1（第4条関係）級別職務格付表中7級の「困難な業務を所掌する課長及び困難な業務を所掌する事務局長及び会計室長の職務」とは、課長、事務局長、会計室長の職務に5年以上在職した者を選考基準とする。